

## 令和6年度青森県小規模介護事業所等職場環境改善事業費補助金

<b>対象事業所</b>	<p>青森県内に事業所が所在する事業者で構成される事業者グループ</p> <p>※ 事業者グループは、原則介護事業所（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。以下同様。）での構成とします。介護保険サービス以外の福祉サービス（障害福祉サービス、児童福祉サービス）を提供する事業所が事業者グループに含まれる場合も対象としますが、介護事業所を運営する法人を申請代表者としてください。</p>
<b>対象事業</b>	<p>小規模法人（1法人当たり1事業所のみを運営するような法人等）を1以上含む、複数の法人により構成される事業者グループが協働し、経営の安定化に向けた協働化・大規模化等による職場環境の改善を図る事業</p>
<b>補助対象経費</b>	<p>事業者グループが経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に資する各種取組を実施する際に必要な経費</p> <p>※ 報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金、補助金及び交付金</p>
<b>補助率</b>	<p>4 / 5</p> <p>※ 補助基準額は、事業者グループを構成する法人数1につき1,200千円。構成する法人数に制限はありませんが、1事業者グループあたり最大10,000千円が上限となります。</p>
<b>申請受付期間</b>	<p><b>令和6年10月31日（木）【必着】</b></p> <p>下記担当あてメール</p>
<b>事業実施期間</b>	<p>交付決定日から令和7年1月31日（金）まで</p> <p>※ 上記期間内に、職場環境改善の取組～支払まで完了する必要があります。</p>

補助要件、様式等の詳細については、下記 URL にてご確認ください。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/kaigo-collaboration.html>

青森県庁ホームページ：

青森県小規模介護事業所等職場環境改善事業費補助金



【担当】青森県健康医療福祉部高齢福祉保険課 介護事業者グループ

電話：017-734-9299 FAX：017-734-8090

メール：kaigo\_todokede@pref.aomori.lg.jp